

新宿区障害者虐待の防止及び養護者に対する支援等実施要綱（案）

新福障経第 号
平成24年 月 日

（趣 旨）

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）に基づく障害者虐待防止対策等を推進するために、新宿区（以下「区」という。）における障害者虐待に係る対応について必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 この要綱は、新宿区内の福祉・保健・医療その他障害者の虐待防止に係る関係する機関等の連携体制及び障害者虐待に係る通報への対応等について定めることにより、区が虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うことを目的とする。

（定 義）

第3条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（障害者虐待防止センター）

第4条 法第32条第1項に基づく障害者虐待防止センターは、障害者福祉課に置く。

（連携協力体制）

第5条 法第35条に基づき、区は福祉、保健、医療その他障害者虐待防止に係る関係する機関、団体並びに障害者福祉に関する職務に従事する者その他関係者の連携により、障害者及び養護者の支援を適切かつ迅速に実施するものとする。

- 2 前項の関係機関等の効果的な連携を図るための方策の検討及び協議は、新宿区障害者自立支援協議会要綱（平成19年3月1日18新福障相第5475号）の規定に基づく新宿区障害者自立支援協議会において行う。

（通報の受理と調査）

第6条 法第7条第1項、第16条第1項若しくは第22条第1項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出若しくは第16条第2項若しくは第22条第2項の規定による届出を受理した職員は、速やかに「通報・相談受理票（様式1）」を作成し、障害者に係る情報を収集・整理する。また、通報に係る事実の調査を速やかに行い、今後の方向性について検討したことを「事実確認報告票（様式1-2）」に記入する。

（立入調査）

第7条 区長は養護者による障害者虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、法第11条に基づき、障害者福祉課の職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う職員は、「立入調査票（様式2）」を携帯し、関係

者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 前項の立入調査票の交付を受けた職員は、別に定める取扱い基準を遵守するものとする。

(警察に対する援助要請)

第8条 区長が、法第12条の規定に基づき、障害者の住所を管轄する警察署長に対して行う援助要請は、「障害者虐待事案に係る援助依頼書(様式3)」によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等による依頼を先行する。

(調査後の対応と支援等)

第9条 第6条もしくは第7条の調査により、障害者に係る虐待の事実が認められ、保護又は支援が必要と判断される場合、区は速やかに障害者福祉課職員のほか別表1の構成員で当該事例に必要な職員・関係者による新宿区障害者虐待対応検討会(以下「検討会」という。)を開催し、障害者及びその養護者等への援助方針を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、障害者の状態、状況等から直ちに入院や居室の確保が必要と判断される場合は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。)によるやむをえない措置等の適切な措置を行うものとする。
- 3 前項の措置を取るまでもなく既存の支援体制による対応が可能と判断される場合は、継続した見守りや予防的な支援、問題に応じた専門機関による支援に適切につないでいくものとする。
- 4 支援にあたっては、成年後見制度その他、障害者福祉・生活支援のための諸制度を活用し、障害者が安心して生活できるための支援を実施するものとする。

(養護者の支援)

第10条 相談又は通報を受けた事例に係る養護者の心身の状態・介護の状況等に照らして、養護者に対しても適切な支援を実施することとする。

- 2 前条第1項から第4項までの対応と支援策は、法第14条に規定する養護者の負担軽減の観点も踏まえて実施するものとする。

(個人情報保護)

第11条 検討会に区が提供する個人情報は、第6条の通報・相談受理票に記載された事項で、障害者及びその養護者等の援助方針の検討に必要な事項のみとする。

- 2 以下の各号に該当する場合に限り、障害者及び障害者を虐待していると推定される養護者等(以下「養護者等」という。)に係る個人情報を、本人の同意なしに検討会に提供できるものとする。
 - (1) 精神的、又は身体的状況により、当該障害者の意思が確認できないとき
 - (2) 養護者等との関係で、障害者と接触するのが困難なとき
 - (3) 虐待の問題解決のために、養護者等の生活、健康等の状況を把握することが必要不可欠である場合であって、養護者等が同意を拒否したときもしくは、養護者等に同意を求める行為が、障害者の安全を損なうおそれがあると認められるとき
- 3 検討会の会議終了後、区は、提供した資料を速やかに回収するものとする。
- 4 本要綱に規定する事業に係る者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(虐待対応マニュアル)

第12条 虐待を受けた障害者及び養護者等に対する支援をするにあたっての具体的方法と進め方については、別途「新宿区障害者虐待対応マニュアル」に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

様式1 (第6条関係)

虐待通報・相談受理票

受付日 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分

受理者 ()

対象者	氏名 (ふりがな)				性別	男・女
	電話番号		生年月日	年 月 日	(歳)	
	住所 (住環境・居所)					
	施設 学校	通所 ()・入所 () ・学校 ()・無				
	病院					
	障害種別	身体 ()・知的 ()・精神 ()・無				
	利用 サービス	障害福祉 □有 () □無 生活保護 □有 (年 月 日～) □無 □過去受給有				

主訴	虐待者 () □身体的 □心理的 □性的 □ネグレクト □経済的 □他
通報内容	(具体的に：いつ頃から、どこで、どのような、傷等の程度、頻度 …) (状況を：目撃した、推測した、本人から聞いた、関係者から聞いた) (本人の意思：保護希望・在宅希望・訴え有・不明・その他)
備考	

通報者	氏名 (ふりがな)				性別	男・女
	対象者との関係	本人・親族 ()・近隣住民・知人 () ・職場・医療機関・その他 ()				
	住所		電話番号			
	その他	匿名希望・調査協力 (可・否) ・結果連絡 (要・不要)				

養護者	氏名 (ふりがな)		続柄		性別	男・女
	住所				電話番号	
	その他特記事項					

家族状況	続柄	氏名 (ふりがな)	同居有無	備考

対応状況	□相談終結 (助言) □相談継続 □他機関紹介 □その他
------	------------------------------

事実確認報告票

	確認日時	年 月 日 時 分	確認対象 (誰に確認したか?) 確認方法 (訪問・面接・関係者からの聞き取りの別) 確認場所 (自宅、区役所、デイサービスなど)
	対応者	(所属・氏名)	(上記の内容を記入)
事実確認事項	確認の視点：下記の視点に沿って調査等で事実確認できたことを簡潔にまとめてください。 ●本人の安否確認 (心身の状況、認知の状況など) ●虐待の事実 (虐待の種類や程度、発生状況、本人・養護者の訴え、虐待の根拠) ●本人、養護者の生活環境、経済状況、家族間の関係性など		
今後の方向性	結果	虐待または虐待の強い疑いがある ・ 虐待ではない ・ 判断に至らず	
	方向性	分離 ・ サービス見直し ・ 見守り ・ その他	
	【具体的な支援】		

年 月 日 記入

障害者福祉課		
課長	係長	担当者

様式2 (第7条関係)

(表)

立入調査票		
第	号	年 月 日交付
所 属	新宿区	
氏 名		
上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職 員であることを証明する。		
新宿区長名		公印

(裏)

<p>(立入調査)</p> <p>第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

様式3 (第8条関係)

		第 年 月 日
<p>障害者虐待事案に係る援助依頼書</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">新宿区長 中山 弘子 印</p>		
<p>障害者虐待の防止、障害者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。</p>		
依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	場所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()
障害者	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	() - 番
	職業等	
養護者等	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	() - 番
	職業等	
	障害者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
況虐待の状	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の放棄、放置、ネグレクト <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話 () - 番 携帯電話 - - 番	内線 番

別表 1 (第9条関係)

No.	新宿区障害者虐待対応検討会の構成員	備 考
1	高齢者福祉課職員	区職員
2	生活福祉課職員	
3	保護担当課職員	
4	子ども総合センター職員	
5	管轄の保健センター保健師	
6	保健予防課医療指導主査	
7	民生委員	関係機関職員等
8	障害福祉サービス事業者	
9	管轄の警察署	
10	医療機関(メディカルソーシャルワーカー・医師等)	
11	弁護士等	